

## 広島県環境審議会の概要及び審議状況等について

### 1 広島県環境審議会の概要

#### (1) 位置づけ

環境基本法及び自然環境保全法に基づき、県の環境保全に関する基本的事項の調査審議及び自然環境の保全に関する重要事項等の調査審議を行うため、設置している県の附属機関。

#### (2) 委員の構成等

①審議会委員数：32名

②委員の構成：

- ア 学識経験のある者
- イ 国の関係行政機関の職員
- ウ 県議会の議員
- エ 県又は市町の職員

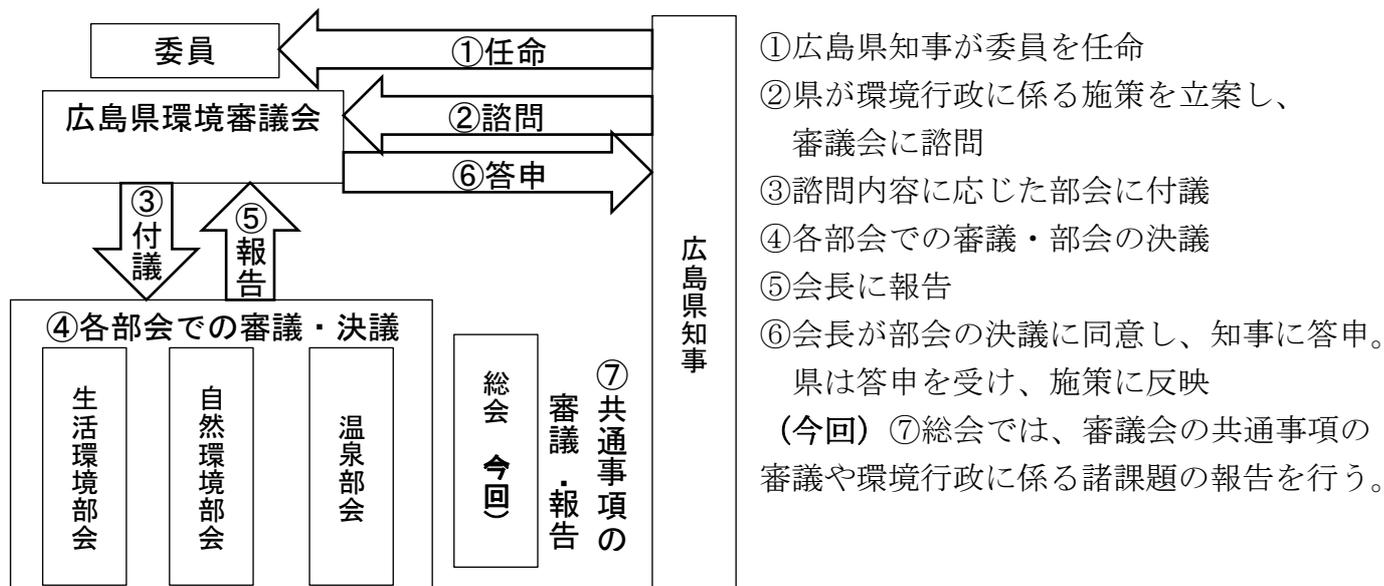
③委員の任期：2年（補欠の任期は前任者の残任期間）

#### (3) 部会の設置

広島県環境審議会条例では、審議会には部門別に部会を置くことができると規定され、次の3つの部会を設置している（部会所属委員は会長が指名）

- ①生活環境部会
- ②自然環境部会
- ③温泉部会

#### (4) 審議等の流れ



## (5) 各部会の所掌事項

### ①生活環境部会の所掌事項

- (1) 大気汚染に係る指定ばい煙総量削減及び燃料使用基準に関すること。
- (2) 騒音に係る環境基準の類型指定、規制地域及び規制基準に関すること。
- (3) 振動に係る環境基準の類型指定、規制地域及び規制基準に関すること。
- (4) 悪臭に係る規制地域及び規制基準に関すること。
- (5) 広島県生活環境の保全等に関する条例（大気・水質関係）に係る規制基準に関すること。
- (6) 水質に係る上乘せ排水基準に関すること。
- (7) 公共用水域等の測定計画の作成に関すること。
- (8) 水質環境基準の水域類型のあてはめに関すること。
- (9) 水質総量削減計画の策定及び基準の設定に関すること。
- (10) 生活排水対策重点地域の指定に関すること。
- (11) 指定湖沼の指定の申出等及び水質保全のための規制基準の設定に関すること。
- (12) 湖沼水質保全計画の策定に関すること。
- (13) 特定水道水源法に基づく指定水域の指定に関すること。
- (14) 水道水源法に基づく特定排出基準等及び水質保全計画の策定に関すること。
- (15) 化学物質による環境汚染防止に関すること。
- (16) 土壌汚染防止に関すること。
- (17) 公害防止事業費事業者負担に関すること。
- (18) 廃棄物処理計画の策定及び変更に関すること。
- (19) その他環境保全行政（自然環境及び温泉部会の所掌を除く）に関すること。

### ②自然環境部会の所掌事項

- (1) 鳥獣保護事業計画の樹立に関すること。
- (2) 狩猟鳥獣の捕獲の禁止又は制限に関すること。
- (3) 鳥獣保護区の設定及び特別保護地区の指定に関すること。
- (4) 国定公園の公園計画及び公園事業の決定、廃止及び変更に関すること。
- (5) 県立自然公園の指定、指定の解除及び区域の変更に関すること。
- (6) 県立自然公園の公園計画及び公園事業の決定、廃止及び変更に関すること。
- (7) その他自然保護行政に関すること。
- (8) 県自然環境保全地域、緑地環境保全地域、自然海浜保全地区の指定、指定の解除及び区域の変更に関すること。
- (9) 県自然環境保全地域、緑地環境保全地域の保護計画の決定、変更、廃止に関すること。

### ③温泉部会の所掌事項

- (1) 温泉の掘削、増掘及び動力の装置の許可・不許可の処分並びに許可の取り消し・公益上必要な措置命令の処分に関すること。
- (2) 温泉採取の制限の処分に関すること。
- (3) その他温泉行政に関すること。

## 2 広島県環境審議会の審議状況

### (1) 広島県環境審議会答申等一覧

・期間：令和3年11月25日～令和5年11月24日

・諮問16件、答申16件、継続審議0件

諮問年月日	答申年月日	件名	審議付議部会
R3. 11. 30	R4. 1. 7	温泉掘削許可申請について	温泉
R4. 3. 7	R4. 3. 28	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第13次鳥獣保護管理事業計画の作成について</li> <li>・第二種特定鳥獣（ツキノワグマ）管理計画の作成について</li> <li>・第二種特定鳥獣（イノシシ）管理計画の作成について</li> <li>・第二種特定鳥獣（ニホンジカ）管理計画の作成について</li> <li>・第二種特定鳥獣（カワウ）管理計画の作成について</li> </ul>	自然
R4. 5. 19	R4. 7. 6	温泉掘削許可申請について	温泉
R4. 5. 19	R4. 8. 2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画の策定について</li> <li>・化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量規制基準の設定について</li> </ul>	生活
R4. 10. 11	R4. 11. 2	猟法（くくりわな）禁止の期間の延長について	自然
R4. 11. 24	R5. 1. 11	温泉掘削許可申請について	温泉
R4. 11. 29	R5. 3. 10	第3次広島県地球温暖化防止地域計画の改定について	生活
R5. 2. 16	R5. 3. 7	<ul style="list-style-type: none"> <li>・渡ノ瀬ダム貯水池に係る水質環境基準の類型指定の見直し（案）について</li> <li>・公共用水域等の測定計画に係る地下水汚染観測地点の廃止（案）について</li> </ul>	生活
R5. 5. 23	R5. 6. 29	温泉動力装置許可申請について	温泉
R5. 9. 11	R5. 10. 11	狩猟鳥獣（イノシシ、ニホンジカを除く）捕獲禁止区域の設定について	自然

## (2) 各部会の審議会開催状況

### ① 生活環境部会

部会名（開催日）	審議事項
第43回(R4.6.6)	化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画（案）
第44回(R4.12.20)	第3次広島県地球温暖化防止地域計画の改定素案について
第45回(R5.3.3)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・渡ノ瀬ダム貯水池に係る水質環境基準の類型指定の見直し（案）について</li> <li>・公共用水域等の測定計画に係る地下水汚染観測地点の廃止（案）について</li> <li>・「第3次広島県地球温暖化防止地域計画」の改定素案に係るパブリックコメントの実施結果等について</li> </ul>

### ② 自然環境部会

部会名（開催日）	審議事項
第35回(R4.3.15)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第13次鳥獣保護管理事業計画の作成について</li> <li>・第二種特定鳥獣（ツキノワグマ）管理計画の作成について</li> <li>・第二種特定鳥獣（イノシシ）管理計画の作成について</li> <li>・第二種特定鳥獣（ニホンジカ）管理計画の作成について</li> <li>・第二種特定鳥獣（カワウ）管理計画の作成について</li> </ul>
第36回	猟法（くくりわな）禁止の期間の延長について
第37回(R5.10.4)	狩猟鳥獣（イノシシ、ニホンジカを除く）捕獲禁止区域の設定について

### ③ 温泉部会

部会名（開催日）	審議事項
第39回(R3.12.28)	温泉掘削許可申請について
第40回(R4.6.29)	温泉掘削許可申請について
第41回(R4.12.15)	温泉掘削許可申請について
第42回(R5.6.19)	温泉動力装置許可申請について

## (3) 今後の諮問予定

- ・期間：～令和7年11月24日まで
- ・諮問予定5件（現時点で予定されている諮問事項）

諮問予定年月	件名	審議付議部会
R7.2	公共用水域等の常時監視に係る地下水汚染観測地点の廃止	生活
R7.2	生活排水重点地域の解除	生活
R7年度中	広島県環境基本計画の改定について	生活
R7年度中	瀬戸内海の環境の保全に関する広島県計画の改定について	生活
R7年度中	廃棄物処理計画の改定について	生活
—	申請に基づき開催	温泉